会　議　記　録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和８年度第１回高松市協働づくり懇談会
開催日時	令和８年８月１８日（火）午前１０時００分～午後１２時００分
開催場所	市役所４階会議室
議　　題	報告事項 （１）　高松市市民活動センター管理運営事業について （２）　高松市まちづくり学校事業について （３）　協働推進員制度に関するアンケート調査結果等について （４）　地域コミュニティ協議会内の単位自治会に関するアンケート調査結果について
公開の区分	■　公開　　□　一部公開　　□　非公開
上記理由	
出席委員	角田委員、林委員、澤田委員、出射委員、佐野委員、古川委員、深田委員、榎委員
傍 聴 者	２人
担当課及び連絡先	協働コミュニティ推進課 839-2277

会議の経過及び結果
（主な質疑・意見等） **（１）高松市市民活動センター管理運営事業について事務局から説明** 委員）令和７年度のセンター利用者状況において窓口相談数が伸び、令和元年度の水準まで戻りつつあること及びホームページ閲覧数も大幅に伸びたことについてどのような要因が考えられるか。 事務局）様々な要因が複合的に作用したものであると考えられるが、特に、指定管理者制度導入後、アウトリーチという形でセンター職員が積極的に地域へ出向き、市民活動センターの存在意義や事業について周知をしたことの効果が表れ、登録団体数の増加や初めて市民活動センターへ相談しに来る人の増加につながった。また、毎週月曜日を市民活動相談 DAY とし、専門の相談員がいることを周知することでその日に合わせて相談に訪れる人数が増加した。このように、市民活動を支援する仕組みの周知が進んだことが大きな要因であると考える。

委員）どのような人が相談に訪れているのか。

事務局）以前から市民活動を継続的に行っている人たちが約半数を占めているが、残りの半数の層は多様で、これから市民活動を始めたいと思っている人が相談をきっかけとして団体登録につながることもあった。また、企業や行政からの相談も増加しており、協働の窓口としての役割の重要性も感じている。

委員）相談数が大幅に増加したことによる職員の業務負担の増加は感じられるか。

事務局）現時点では負担は増加していない。市民活動センターが担う中間支援の機能を、内部の人材だけでなく地域全体にも広げられるよう中長期的に人材育成に取り組む必要があると考えている。

委員）市民活動センターの情報を広く伝える導線として公式 LINE の活用等、市民活動センターで取り組んでいることはあるか。

事務局）まずは発信の質と量を上げる事、その上で公式 LINE を登録することで情報収集の利便性が向上することなどのメリットを伝え、登録者数の増加につなげていきたい。

委員）開講されている講座の質の担保はできているのか。

事務局）センターで提供している講座には活動支援講座と活動紹介講座の２種類があり、これらについては質の担保ができている。活動支援講座は企画から運営まで全てセンター職員が行っているものである。活動紹介講座はセンターと一緒に講座を開講してみたいという団体を募集し、準備段階から開講までセンター職員がサポートを実施している。活動紹介講座から人気の講座が生まれることも多々あり、そのような場合は実施団体で会議室を借りて自由に講座を開講することもある。貸館での講座については団体に一任しているため、内容の確認等は行っていない。

委員）高校生向けの講座は多いが、大学生向けの講座が少ないように見受けられる点についてどう考えるか。

事務局）コロナ禍以降、大学へ進学するまでに実施する活動の現場が減少したことから、ここ４、５年で高校生向けのプログラムが増加している傾向にある。大学生については、大学やゼミ単位で地域に出て活動している場合も多く、大学生との関わりの入り口を見つける必要がある。

委員）AI の普及に伴い、市民活動団体においても有効に活用することができるよう講座

を開講する予定はあるか。

事務局）AI 関連講座の開講に関する要望の声も届いており、今年度後半にかけて開講を検討している。また、他団体でも積極的に講座を実施しているためその案内や紹介もしているところである。

（2）高松市まちづくり学校事業について事務局から説明

委員）今年度の受講生６名はどのような人が選ばれたのか。

事務局）３名が委員の紹介、１名は卒業生の紹介で応募された。現時点での受講生の関心事項に沿って伴走する委員を決定したと聞いている。

委員）今までの卒業生の知り合いや委員の紹介ということは、まちづくり学校を知らない人に情報が届いていないと思うので集客の方法に工夫が必要である。また、４回の講座で最終発表会のプレゼンテーションを迎えるのは受講生たちにとって資料作成や発表のプレッシャーが大きくかかるのではないか。受講生が日頃不満を持っていたこと、やってみたいことを深く掘り起こす作業が必要であると思う。

事務局）市民活動を始めて１年や２年で活動を形にすることは簡単なことではないことは承知している。本来であれば何年もかけて種を芽吹かせるべきであるが、行政の事業として実施する以上、年度単位で完結させる必要がある。今後、複数年で事業を実施することができるようになれば、事業の周知期間から時間をかけて取り組むことができるとは思うが、現状の年度単位でできる範囲で実行委員会とも相談しながら受講生のサポートをしていく。

委員）自分が実行委員をする以前は、やりたいことがはっきりしている人とやりたいことが明確ではない人を分けていた時期もあったと聞いている。行政の事業である以上、単年度で完結させる必要があることは承知の上だが、１年目はビギナー、２年目はアドバンスという講座編成も考えられる。また、受講当初にやりたいと思っていた内容と最終発表における今後の活動内容は一致させる必要はなく、講座を通して変わっていく場合も多々あるので、その点も含め周知をしていけばよいと思う。

（3）協働推進員制度に関するアンケート調査結果等について事務局から説明

委員）地域コミュニティ協議会が協働推進員に望むことと協働推進員が感じる地域側の希望がずれていることが問題だと思う。

委員）地域担当協働推進員が業務ではなくボランティアとして地域行事に参加する場合、地域コミュニティ協議会職員がどのように対応すべきか等について、研修や周知は実施しているか。

事務局）協働推進員制度は市職員が行政経験を地域にフィードバックすることができるよう制度設計をしており、制度上は業務とお祭りやイベントの手伝い等のボランティア活動との線引きをしている。一部ではボランティアを義務と捉えている地域もあったが、地域コミュニティ協議会職員と市職員の顔合わせの場でも説明をしており、誤解のないよう取り組んでいるところである。

委員）地域コミュニティ協議会の職員に対しては顔合わせや研修の場で制度の説明ができているので、実際の現場で地域活動を行っている人たちにも説明をしてもらう必要があるのではないか。

委員）資料にもあるように、協働推進員は地域の人手ではなく地域と行政のパイプ役であるので、地域コミュニティ協議会が協働推進員をイベントの人手不足の担い手を考えているわけではないと思う。

委員）協働推進員に対しては、地域からの依頼事項に対応した際の協議会側の対応や受け入れ態勢について質問しているが、協働推進員の対応の良し悪しについて協議会側に質問をしているか。

事務局）資料には記載していないが、現在の協働推進員制度について活用しづらいと感じる事や改善してほしいと思うことがあるか協議会側に質問した。得た回答としては、協議会の地区外に在住する職員に来てもらうのは気が引ける、特に相談することがないので来てもらう必要はない、また、地域コミュニティの現場を知らない者が相談役等の役割を果たすことができるのか疑問であるという声もあった。

委員）地域側が自走しているならば、制度の使用を強制するものではないが、研修等の場で制度活用の事例紹介等があれば、活用の幅が広がる可能性はある。

委員）地域担当協働推進員の任期はあるか。

事務局）現時点では任期を定めてはいないが、協働推進員に対しては１年ごとに継続の意向確認をしている。また、地域側からの推薦制度もあり、双方の希望に沿った任命形式を取っている。

委員）地域担当協働推進員の平均年齢はどのくらいか。

事務局）各地域に３名ずつ任命しており、年齢に偏りがないよう工夫をしている。一つ目の枠が管理職級職員で４０代以上、二つ目の枠が係長級以下の職員で２０代から３０代、三つ目の枠が出張所職員又は協働コミュニティ推進課の職員を配置している。

委員）地域行事に参加する年代に偏りはあるか。また参加実績を追跡しているか。

事務局）行事に参加する場合は、役職等によらず地域住民の一人として参加しているため、参加する年代に法則性はない。また、業務として参加していないものについては、参加実績等の管理はしていない。

（４）地域コミュニティ協議会内の単位自治会に関するアンケート調査結果について事務局から説明

委員）連合自治会に加入するメリットは。

事務局）連合自治会を通して地域コミュニティ協議会内の各種団体からの情報が伝達される場合もあるので、ネットワークの形成という点でメリットがあると考えられる。

委員）自治会は任意団体であるので、運営等に第三者が口出しをすることは出来ないが、自治会運営の手引き等を通じて、自治会として活動の在り方や運営方法を考えてもらう必要はある。単位自治会は地域コミュニティ協議会の主軸であり活動の原点であるので、その存在意義は大きい。

委員）自治会に入らない理由や脱退する理由は何か。

事務局）以前に比べて個人が様々な情報を得ることができる社会構造となり、昔ながらのご近所付き合いによって補完していた部分の必要性が減少してきたことが考えられる。また、自治会が大きな役割を果たすのは災害時の声掛けや助け合いであるが、香川県は災害が少ないこともあり、防災意識が低いことも要因の一つであると考える。

委員）地域コミュニティ協議会が自治会未加入者を把握するためにはどのような方法があるか。

事務局）地域内の各世帯を訪問し、自治会加入の有無を確認するという方法を取った地域もある。

委員）災害時にどのような行動をしたらいいか、高松市が自治会未加入者に対して周知すべきではないか。

事務局）災害時の対応については危機管理課が広く市民に対して情報発信を行っている。また、各地域コミュニティ協議会内にある自主防災組織を通じて防災マップの提供等を行っている地域もある。災害時については、自治会に加入しているか否かに関わらず市、地域全体で対応すべきであり連携しながら取りこぼしが無いようにしていく。

委員）自治会ごとに活動量等に差がある現状において市が一様に自治会加入を促進することは難しいのでは。

事務局）行政は自治会を指導・監督する立場にはないため、一律的な加入促進は難しいのが現状である。ただ、既存の自治会に加入するだけではなく、新規自治会の結成も含めた加入促進であり、今後懇談会の意見も聞きながら新たな取り組みについて検討をすすめていきたい。

委員）そもそも、地域コミュニティ協議会や単位自治会、連合自治会等について知識が無い人に対して周知する必要があると思う。

委員）大切なことは地域で一緒に暮らしている人の顔が見えることであって、自治会はその手段の一つに過ぎないので、自治会という形にこだわらずその地域に合った繋がりを形成することができればよいのではないか。これまで自治会が主体となって地域を支えてきたことは間違いないが、これからの時代にあった繋がり方を検討すべき段階であると思う。